（廃止措置中の再処理施設の維持）

第七条の八　法第四十六条の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十六条の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

（定期事業者検査の実施時期）

第七条の九　定期事業者検査は、再処理施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、再処理施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2　前項の判定期間は、原子力規制検査において、再処理施設（当該再処理施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一　次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二　定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げるもの

イ　計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて再処理施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ　再処理施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより再処理施設の保安の確保に支障を来さないもの

3　再処理施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより再処理施設の使用時における再処理施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4　次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一　使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5　前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　直近の定期事業者検査が終了した年月日

四　定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

（廃止措置中の再処理施設の維持）

第七条の八の二　法第四十六条の二の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設であつて第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十六条の二の二本文の規定は、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に限り適用されるものとする。

（施設定期検査を受ける再処理施設）

第七条の九　令第二十八条の原子力規制委員会規則で定める再処理施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　動力装置及び非常用動力装置

二　給水施設及び蒸気供給施設

三　主要な試験施設